

氏 名	井 出 明 ^{あきら}
学位の種類	博 士 (情 報 学)
学位記番号	情 博 第 96 号
学位授与の日付	平 成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	情 報 学 研 究 科 社 会 情 報 学 専 攻
学位論文題目	高度情報化社会における適正な情報の流通について

論文調査委員 (主 査) 教 授 上 林 彌 彦 教 授 林 春 男 教 授 大 石 眞

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、高度情報化社会の諸問題を、情報流通の法的側面という観点から考察した学際性の強い論文であり、以下の7章から構成されている。

第1章では、この論文の学術的意義を述べると共に、論文の全体的な構成を説明している。本論文の学術的意義は、最近の高度情報化社会の様相の変化を記すと共に、流通している情報の内容的な適切性と、流通の制御システムの妥当性を考えることにある。さらに本論文では、情報を受容する権利を「知る権利」を中心とした人権としてとらえており、2章以下は、基本的にこの概念に沿った展開がなされている。

第2章では、高度情報化社会が進展した場合に、情報化から取り残される危険性のあるデジタルディバイドの下位層に対する対応を、地方都市における大規模アンケートに基づいて検討している。具体的には、主婦層、自営業者層、高齢者層がディバイドの下位に位置することになることが調査結果から分かるが、このうち主婦については講習会の実施等で対処出来ることが統計結果から説明されている。他方、自営業者や高齢者は情報化社会に参加する意欲自体がないため、何らかのインセンティブを与える政策をとらない限り、これらの層のディバイドがより深刻に拡大していくと結論づけている。

第3章においては、情報流通の内容制御手法であるフィルタリングシステムについて考察をしている。まず、現在のフィルタリングソフトが持つ機能を概観した後に、フィルタリングが法的問題としてどのような意味を持つかという観点から具体的な検討を行っている。その際、アメリカの判例にも言及し、国際的な観点からも考察を行っている。そして、子供を有害情報から守る一方、大人の「知る権利」や発信者側の表現の自由とのバランスを考えた上で、フィルタリングシステムが事実上の検閲として機能しないように、社会制度としてのフィルタリングシステムの理想的なあり方をモデルによって提言している。

第4章は、実質的には、二つの部分から成り立っている。一つは、情報の発信段階での発信者情報開示に関するプロバイダ責任法の限界や妥当性に関する考察である。ここでは、本人が実際に行った開示請求経験をふまえて、電子ネットワークにおける匿名性に関する議論が展開されている。もう一つは、情報の内容的適正に関する論点であり、大災害が起こった場合、電子ネットワークを通じて流言飛語が飛びかう可能性があることに言及している。その上で、災害時にどのようにして、流言飛語の拡大を防止出来るのかという点について、被災地の内と外を分けた提言という形でまとめている。

第5章では、工学的な研究成果が蓄積されつつある電子的な都市の再現について、法律学の立場からの考察を試みている。電子的な都市と現実の都市との間の干渉問題が現実の世界に影響を与えうることについて検討を加えている。具体的には、電子的な都市がもたらすであろう法律上の諸問題を、サイバースペース上の物権とプライバシーの観点から検討した上で、バーチャルヘルシンキを対象とした法的検討を試みている。物権法的分析としては、サイバースペース上に再現されることが、それ自体一種の財産権として取引の対象になると言う予測のもとで、法律的にどのように取り扱うべきかという視点から提言が行われている。他方、サイバースペース上のプライバシーという点からは、電子的な都市の再現が精密になり、そ

れがwebで公開されるようになると、現行の法体系の下で特に強く保護されている住居情報があらわにされてしまう危険性が指摘されている。

第6章においては、すべての情報の価値は同じでないことを数理モデルによる解析で示している。ある特定のサイトに突然人気が集まる様子が、マスター方程式を用いたコンピューターシミュレーションによって解析されている。

第7章で、以上の研究成果をまとめると共に、今後の研究の方向性について言及している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、先端技術によって作られている高度情報化社会を、情報流通の法的側面という観点から考察した学際性の強い論文であり、得られた主な成果は以下の通りである。

1. 高度情報化社会における情報に対する権利を人権の一種と捉え、情報の受け手側の「知る権利」の問題を、デジタルディバイドとフィルタリングシステムとの関連に注目して考察を行っている。デジタルディバイドの下位層には、主婦・高齢者・自営業者の3種の人々が存在しているが、実際のアンケート結果を分析することにより、この3種の人々と情報化社会との関わり方はかなり異なっていることが示された。ディバイドの解消のためには、それぞれに対応したきめ細かい対応をとることの必要性を述べている。また、フィルタリングシステムは、公的機関による検閲になりかねない側面を持っているが、子供を有害情報から守る一方、大人の「知る権利」や発信者側の表現の自由とのバランスを考え、機械的なフィルタリングの利用限定に対する重要性が提案されている。
2. ネットワークの大きな問題である、匿名性を用いた誹謗中傷やデマ情報の拡散に関して、通常の場合と非常時の場合について検討している。通常時でもインターネットが匿名メディアとして悪用されている側面があるため、匿名性を利用した攻撃に対抗する必要上、プロバイダ責任法をより利用者に使いやすく改正すべきであることを、具体例を用いて説明している。そして、災害時などの社会の混乱期においては、携帯キャリアを用いた公的情報の送受信支援システムを確立することで、デマなどを防止できる具体的なプランを提言している。
3. 近年盛んになりつつある仮想世界ともいえる電子的な都市の実現に当たっては、現実世界との干渉問題が生じる可能性のあることを指摘している。プライバシー保護と共に、将来的には何らかの登記制度を備えなければ、現実世界の物権法と権利の錯綜が生じる危険性があることを詳述している。
4. 以上の結果をふまえ、今後の情報化社会においては、「情報への到達のしやすさ」という観点から、今後の研究の方向性を述べている。

以上本論文は、情報化社会における情報流通の法的側面を検討したもので、情報学と法学の両領域にわたる境界領域の社会情報学的問題を扱った独創性の高い研究で、学術的に極めて有意義であるといえる。

よって、本論文は博士（情報学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成16年2月3日に実施した論文内容とそれに関連した試問の結果合格と認めた。